

## (9) 欠格事由に該当していないこと

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法第 47 条）

- ① 役員のうち、次のイから二のいずれかに該当する者がある
  - イ 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
  - ハ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ニ 暴力団の構成員等
- ② 認定等の取消の日から 5 年を経過しない
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない
- ⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない
- ⑥ 次のイ、ロのいずれかに該当する法人
  - イ 暴力団
  - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

### (解説)

欠格事由のいずれかに該当する NPO 法人は、認定、仮認定（以下「認定等」といいます。）又は認定の有効期間の更新の要件にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法 47）。

- ① NPO 法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。
  - イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は仮認定 NPO 法人が仮認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - ハ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup>
  - (注 1) 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
  - (注 2) 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。

② 認定又は仮認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

③ NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

④ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

⑥ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人